

緊急事態宣言の拡大に際しての大臣指示

本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針の変更が決定され、緊急事態宣言の対象区域は、**大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県**の7府県を加えた**11都府県に拡大**することが決定された。

これを踏まえて、農林水産省として、**感染拡大防止と業務継続**を両立させる観点及び国民の皆様への**食料の安定供給**を図る観点等から、以下の5点を指示する。

- ① 引き続き、**食品の価格と流通の状況**を調査し、万が一、欠品等が生じた場合は、迅速かつ的確に対応すること。
- ② 農林水産業・食品関連事業者をはじめとした国民の皆様からの相談に**丁寧に対応**すること。
- ③ 地方自治体等と連携し、農林水産業・食品関連産業への**影響の把握**に努めること。
- ④ **様々なチャンネルを活用**して必要な情報を積極的に発信すること。
- ⑤ 出勤前の**検温や発熱等の症状**がみられるときの出勤自粛を引き続き徹底するとともに、**出勤回避や時差出勤**に積極的に取り組むこと。
特に、**緊急事態宣言の対象区域**に所在する官署においては、テレワーク等により「**7割**」を目指して**出勤回避**に取り組むこと。